

平成 30 年 10 月 26 日

居宅介護支援事業者 各位

那覇市福祉部チャージんじゅう課長

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平成 30 年 10 月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が義務づけられました。

1 月あたりの回数が基準以上となる場合は、次のとおり期限内に書類を提出してください。

記

1. 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1 月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合（生活援助加算）の回数を含みません。

2. 届出の時期及び期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に居宅サービス計画を作成または変更をし、上記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型）を位置づけたものについて、作成日の翌月末日までに届出してください。

3. 提出書類

- (1) 訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書
- (2) 居宅サービス計画（「第1表」、「第2表」、「第3表」、「第4表」、「第6表」及び「第7表」）の写し
居宅サービス計画第1表については、利用者へ交付し署名があるもの
- (3) アセスメント表の写し（沖縄県版共通アセスメント様式が望ましい）
- (4) 訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供を受けたもの）

4. 提出方法

郵送もしくは来庁にて提出してください。

窓口での面談をご希望の場合は、事前に担当者と日程調整のうえご来庁ください。

（書類提出のみの場合は、事前連絡の必要はありません。）

5. 同居家族がいる場合の取扱いについて

本件とは取扱いが異なります。本件の手続きのほか、「同居家族がいる場合の生活援助の取扱いについて」の内容に従って手続きしてください。詳細は、ちゃーがんじゅう課ホームページをご確認ください。

6. その他

- ・届出内容について、問い合わせることがあります。
- ・後日、個別ケア会議を開催し、担当介護支援専門員に出席を求める場合がありますので、ご了承ください。
- ・改善が必要と市が判断した場合は、ケアプランの見直しを求めることがあります。
- ・給付実績により未届であることを確認した場合は、届出を求めることがあります。

以上

那覇市福祉部ちゃーがんじゅう課
給付グループ ケアプラン点検担当
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
電話：098-862-9010 内線 2418